

令和8年度 神崎市保育所等利用申込みについて【新規：2号・3号】

令和8年4月からの入園児童を募集します。ご希望の方は、下記のとおり入園申込み手続きを行ってください。

1. 申込書配布及び提出場所

神崎市役所こども家庭課、千代田支所総合窓口課、脊振支所総合窓口課

2. 申込書受付期間

令和7年11月4日（火）から 令和7年12月12日（金）まで（土、日、祝日は除く）
※7月以降の入所を希望する場合は別紙「通常申込受付期間及び結果通知発送予定日」で受付期間等をご確認ください。

3. 支給認定及び利用できる施設

支給認定区分		保護者の状況	利用できる施設
保育不要	1号認定	児童が <u>満3歳以上</u> で、幼稚園（施設型給付）や認定こども園での教育を希望される場合	幼稚園（施設型給付）、認定こども園
保育が必要	2号認定	児童が <u>満3歳以上</u> で、保護者の就労等により保育を必要とする場合	認可保育所（園）、認定こども園
	3号認定	児童が <u>満3歳未満</u> で、保護者の就労等により保育を必要とする場合	認可保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設

※児童の年齢は入所年度4月1日現在

4. 入所の基準等

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
仕事をしている（ <u>月60時間以上</u> ）	就労している期間
職業訓練校や専門学校等に通っている	最終通学日の月末まで
疾病・障がいのため保育が困難な場合	治療・療養が必要なくなる日の月末まで
母親の出産	出産月を含む前後2ヶ月の月初めから月末まで（最大4ヶ月）
母親の出産（多胎児の場合）	出産月を含む出産前4ヶ月、出産後2ヶ月の月初めから月末まで（最大6ヶ月）
同居親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要なくなる日の月末まで
家庭の災害復旧にあたっている	災害復旧が終了する日の月末まで
仕事を探している	入所した日から2ヶ月目の月末まで

5. 利用者負担額（保育料）について

- 対象児童の令和8年4月1日時点の満年齢と、保護者の市町村民税額（所得割額）の合計金額を保育料基準表の区分に当てはめて算出します。4月分から8月分までは前年度の市町村民税、9月分から3月分までは当該年度の市町村民税を根拠に計算します。（住宅ローン減税や寄付金控除などを適用する前の税額となります。）
- 認可保育所に入所の場合、市に対し納付していただきます。納期限は月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）です。原則口座振替にてお支払いいただきます。
- 認定こども園に入所の場合、施設に対し納付していただきます。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。
- 3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児は保育料が無償です。（副食費、教材費、行事費等は、施設での実費徴収となります。）

6. 申込みに必要な書類 ＜提出するもの＞

- ①施設型給付費、地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書 兼 利用申込書（新規用）（児童1人につき1部）
- ②保育所等申込補助票（児童1人につき1部）
- ③保育所等入所選考基準表
- ④保育の必要性を証明する書類（以下の中で該当するもの、保護者につき各1部）

保育が必要な理由	必要書類
仕事をしている（月60時間以上）	就労証明書・自営業申立書
職業訓練校や専門学校等に通っている	在学証明書およびカリキュラムが確認できるもの
疾病・障がいのため保育が困難な場合	診断書または障害者手帳の写し等
母親の出産	母子手帳の写し（母の氏名及び出産予定日が確認できるページ）
同居親族等の介護・看護をしている	介護（看護）状況が確認できるもの （診断書や介護保険被保険者証の写し等）
家庭の災害復旧にあたっている	被災状況が確認できるもの
仕事を探している	求職活動申立書

7. 市内保育所等一覧

＜公立＞

保育園名	仁比山保育園	西郷保育園	ちよだ保育園	せふり保育園
所在地	神埼町城原 3137	神埼町横武 805-1	千代田町境原 8	脊振町広滝 594-5
電話番号	52-2952	53-4881	44-6941	51-9051
定員（名）	100	90	150	35
開所時間	7時から18時	7時から18時	7時から18時	7時から18時
延長保育	○	○	○	○

＜私立＞

保育園名	神埼保育園	認定こども園 サールナートこども園	認定こども園 神埼こども園	認定こども園 神埼双葉園	認定こども園 小桜こども園	認定こども園 ちとせこども園
所在地	神埼町田道ヶ 里 2575	千代田町境原 488-1	神埼町田道ヶ里 2153-5	神埼町田道ヶ 里 2245	神埼町永歌 1948-1	千代田町渡瀬 2061-1
電話番号	52-3632	44-3144	53-4500	52-3609	52-3345	34-6450
定員（名）	90	(保)100 (幼)35	(保)100 (幼)60	(保)100 (幼)15	(保)120 (幼)15	(保)60 (幼)15
開所時間	7時から18時	7時から18時	7時から18時	7時から18時	7時から18時	7時から18時
延長保育	○	○	○	○	○	○

●市内全保育施設において、延長保育【18時から19時まで（延長保育料：別途2,000円／月）】を実施しています。

8. 記入上の注意

①施設型給付費、地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書 兼 利用申込書（新規用）（児童1人につき1部）

- ・別紙、記入例を参考に該当する項目にすべて記入してください。
- ・「入所児童」の欄のクラス年齢は令和8年4月1日現在の年齢を記入してください。
- ・「保育の希望有無」については、□有に☑を付けてください。
- ・「保育の実施を希望する期間」には、申込年度分の年度内の期間を記入してください。次年度継続して入所を希望される場合も毎年入所手続きが必要となります。
- ・「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の同居している親族等の全員について記入してください。単身赴任等により同居していない父母がいる場合は別居に○を付け、住所を記載してください。「世帯の状況」には、該当するものに☑を入れ、それを証明する書類がある場合はあわせて提出してください。
- ・「税情報、申請書情報等の提供にあたっての署名欄」は、同意内容及び記入内容をご確認の上、署名をしてください。住所欄は該当する項目に☑をつけ、神崎市外の場合は、（ ）に市町村名を記入してください。
- ・「保育の必要量」の希望する方に○を付けてください。また、就労時間が月120時間未満で標準時間を希望する場合、その理由を記載してください。（「保育の必要量」とは、就労等により家庭で保育できない時間（＝利用可能時間）のことです。）
- ・自宅から保育所等、また保育所等から職場までの通勤時間を記入してください。

②保育所等申込補助票（児童1人につき1部）

- ・「児童の状況」欄は、児童の発達や健康状況等を確認し安全にお預かりするためのものです。該当する項目にもれなく☑を付け、詳細について記入してください。回答内容で入所の可否を決定するものではありません。
- ・「世帯の状況等」欄は、該当する項目にもれなく☑を付け、詳細について記入してください。

③保育の必要性を証明する書類（保護者につき各1部）

- ・上記、「6. 申込みに必要な書類」を確認し、該当するものを保護者につき各1部提出してください。
- ・「就労証明書」を提出する場合、勤務する方は、勤務する会社で証明を受けてください。
訂正がある場合のみ社印または代表者の訂正印を押印してください。自営業の方は、業務内容や勤務日数、時間についてすべて事実のとおり記載してください。
- ・個人事業主の方は勤務の証明になる書類が必要になります。（確定申告の写し、HPやチラシ等）

<入所に当たっての留意事項>

以下の場合について、あらかじめご了承ください。

- ・保育所等へ入所できる基準に該当しないために、入所が認められない場合
- ・希望者が多数いるため希望する保育所等へ入所できない場合
- ・入所できる基準の該当事由によっては、保育の実施期間の希望に添えない場合

9. その他

- ・以下に該当した場合は速やかにこども家庭課、入所された保育施設へ届け出てください。
 - *勤務先、勤務時間等が変わったとき（保育時間（標準・短時間）が変更になる場合があります）
 - *妊娠・出産及び育児休暇を取得するとき（保育時間（標準・短時間）が変更になる場合があります）
 - *父、母問わず、育児休暇を取得される場合は就労証明書の提出が必要です。
 - *産後休暇、育児休暇後、復職するとき（勤務内容に変更がない場合でも就労証明書を再度提出ください）
 - *連絡先電話番号が変わったとき
 - *世帯状況が変わったとき（特に結婚・離婚等については保育料算定に関わります）
 - *勤務先が変わったとき（新しい勤務先での就労証明書を提出してください）
 - *神崎市外へ転出することになったとき
 - *世帯の状況に☑を付けた場合、証明書類の提出が必要になります。

10. 入所申込書類チェックリスト

※提出前に必要な書類が揃っているか確認してください。すべての書類が揃っていないと受付できません。

書類名	チェック
① 施設型給付費、地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書 兼 利用申込書（新規用）	
② 保育所等申込補助票	
③ 保育の必要性を証明する書類（下表参照）	
④ 保育所等入所選考基準表	

<保育の必要性を証明する書類>

保育が必要な理由	必要な書類	チェック	
		父	母
仕事をしている	就労証明書		
職業訓練校や専門学校等に通っている	在学証明書およびカリキュラムが確認できるもの		
疾病・障がいのため保育が困難	診断書または障害者手帳の写し (氏名及び障害の程度が分かるページ)		
母親の出産	母子手帳の写し (母の氏名及び出産予定日が確認できるページ)	—	
同居親族等の介護・看護をしている	介護（看護）状況が確認できるもの (診断書や介護保険被保険者証の写し等)		
家庭の災害復旧にあたっている	被災状況が確認できるもの		
仕事を探している	求職活動申立書		

問い合わせ

神崎市 こども家庭課

保育園・認定こども園係

☎0952-37-3873